

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年12月22日
【中間会計期間】	第59期中（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
【会社名】	株式会社ニュー・オータニ
【英訳名】	NEW OTANI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大谷 和彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	東京（03）3265 - 1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 北尾 賢二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	東京（03）3265 - 1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 北尾 賢二
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第57期中	第58期中	第59期中	第57期	第58期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
売上高 (百万円)	35,326	9,826	13,368	70,091	25,846
経常利益又は経常損失() (百万円)	3,969	6,190	2,772	6,756	11,107
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益又は親会社株 主に帰属する中間(当期)純 損失() (百万円)	2,896	6,158	2,860	3,432	12,635
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	2,694	6,420	2,742	3,013	13,307
純資産額 (百万円)	84,807	78,539	68,779	85,121	71,596
総資産額 (百万円)	206,118	202,561	197,341	206,974	202,858
1株当たり純資産額 (円)	12,261.66	11,420.60	10,123.60	12,318.98	10,518.90
1株当たり中間(当期)純利 益又は1株当たり中間(当 期)純損失() (円)	427.33	908.73	422.16	506.38	1,864.55
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	40.3	38.2	34.8	40.3	35.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	3,359	5,503	5,003	8,540	7,975
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	2,183	1,490	670	2,242	4,153
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	3,549	2,314	2,166	3,511	7,536
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (百万円)	7,275	7,756	5,687	12,484	7,731
従業員数 (名) (ほか、平均臨時雇用者数)	2,182 (1,670)	2,219 (1,561)	2,094 (1,343)	2,146 (1,773)	2,103 (1,590)

(注) 1. 第58期中、第59期中、第58期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、潜在株式がないため、記載していない。第57期中及び第57期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため、記載していない。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第57期中	第58期中	第59期中	第57期	第58期
会計期間	自平成31年 4月1日 至令和元年 9月30日	自令和2年 4月1日 至令和2年 9月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 9月30日	自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
売上高 (百万円)	25,613	6,794	10,145	51,151	17,958
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,741	4,298	1,696	4,822	8,244
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失() (百万円)	1,910	4,404	1,863	2,310	9,174
資本金 (百万円)	3,462	3,462	3,462	3,462	3,462
発行済株式総数 (株)	6,924,000	6,924,000	6,924,000	6,924,000	6,924,000
純資産額 (百万円)	60,042	55,966	49,288	60,497	51,220
総資産額 (百万円)	175,071	173,364	171,194	176,341	175,630
1株当たり純資産額 (円)	8,701.80	8,111.12	7,143.24	8,767.78	7,423.22
1株当たり中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失() (円)	276.85	638.36	270.08	334.91	1,329.68
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	20.00	10.00
自己資本比率 (%)	34.3	32.3	28.8	34.3	29.2
従業員数 (名) (ほか、平均臨時雇用者数)	1,360 (901)	1,387 (864)	1,414 (748)	1,320 (885)	1,374 (853)

(注) 1. 第58期中、第59期中、第58期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、潜在株式がないため、記載していない。第57期中及び第57期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため、記載していない。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、前中間会計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

令和3年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
ホテル事業	1,990 (1,255)
貸店舗事業	8 (8)
報告セグメント計	1,998 (1,263)
全社	96 (80)
合計	2,094 (1,343)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載している。

2. 全社として記載されている従業員数は、本社管理部門に所属しているものである。

(2) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
ホテル事業	1,310 (660)
貸店舗事業	8 (8)
報告セグメント計	1,318 (668)
全社	96 (80)
合計	1,414 (748)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載している。

2. 全社として記載されている従業員数は、本社管理部門に所属しているものである。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていない。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はない。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はない。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はない。

また、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はない。

2【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりである。

なお、当中間連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、遡及処理後の数値で前年同期比較を行っている。

財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が引き続き大きく影響し、個人消費や経済活動に影響を与え厳しい状況となったが、ワクチン接種の進捗に伴い経済活動に正常化の兆しも見られる状況となってきた。

当社グループを取り巻くホテル業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用を受け、飲食店や大規模商業施設などの営業が制限されるなど、インバウンド需要の消失や国内の様々な活動自粛が加わり、引き続き厳しい経営環境が続いている。

このような状況の中、当社グループ（当社及び連結子会社）の当中間連結会計期間の業績は売上高が13,368百万円と前年同期に比べ3,542百万円の増収、営業損失では6,547百万円と前年同期に比べ3,180百万円の改善、経常損失では2,772百万円と前年同期に比べ3,417百万円の改善となった。また、親会社株主に帰属する中間純損失では2,860百万円と前年同期に比べ3,297百万円の改善となった。

セグメントごとの経営成績は次のとおりである。

a. ホテル事業

ホテル事業の売上高は12,036百万円と前年同期に比べ3,499百万円の増収となり、営業損失は6,110百万円と前年同期に比べ3,372百万円の改善となった。

b. 貸店舗事業

貸店舗事業の外部顧客への売上高は1,332百万円と前年同期に比べ42百万円の増収となり、営業利益は875百万円と前年同期に比べ3百万円の減益となった。

また、財政状態については、当中間連結会計期間末の資産合計は、現金及び預金の減少などにより、前連結会計年度末と比較して5,517百万円減少の197,341百万円となった。当中間連結会計期間末の負債合計は、未払費用及び預り金の減少などにより、前連結会計年度末と比較して2,700百万円減少の128,561百万円となった。当中間連結会計期間末の純資産合計は、親会社株主に帰属する中間純損失などにより、前連結会計年度末と比較して2,817百万円減少の68,779百万円となった。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は5,687百万円である。

営業活動によるキャッシュ・フローは、5,003百万円と前年同期に比べ500百万円の増加となった。これは主に税金等調整前中間純損失の減少によるものである。

投資活動によるキャッシュ・フローは、670百万円と前年同期に比べ2,161百万円の増加となった。これは主に定期預金の払い戻しによる資金の増加である。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,166百万円と前年同期に比べ148百万円の減少となった。これは主に当中間連結会計期間において長期借入れによる収入が前年同期に比べ減少したことによるものである。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はない。

生産、受注及び販売の実績

販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	前年同期比(%)
ホテル事業(百万円)	12,036	141.00
貸店舗事業(百万円)	1,332	103.27
合計(百万円)	13,368	136.05

(注) セグメント間取引については相殺消去している。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである。

当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当中間連結会計期間の経営成績等は、お客様と従業員の健康、安全確保を最優先に、職域接種による従業員へのワクチン接種、全従業員の毎日の健康観察、手指消毒、施設内換気の徹底、ディスタンスを上げたテーブルレイアウトの工夫等によって館内衛生水準を向上させ、自治体の要請に基づきレストラン休業や営業時間短縮も行き、感染リスクの低減を図り、必要最低人数でのオペレーションや交互出勤体制構築等のリスク対策を施してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の進展によるマインドの改善や段階的な行動制限の緩和等により、宿泊・レストラン・宴会の主要3部門とも売上は前年を上回ったものの、特需として期待された東京オリンピック・パラリンピックの無観客による開催や継続的な行動自粛要請等により、コロナ禍前の需要には戻らず引き続き厳しい経営状況が続いた。

その結果、売上高は13,368百万円となり、前中間連結会計期間に比べ3,542百万円の増収となった。費用面においては、業務委託の内製化等、人件費圧縮を中心に一般管理費の全面的な見直しを実施した。さらに営業外収益で雇用調整助成金や時短協力金等の政府支援策を活用したことにより、前中間連結会計期間に比べ経営成績は改善したものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響は甚大で、大幅な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上することとなった。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としている。

当社グループの資金需要のうち主なものは、借入金等の有利子負債の返済のほか、運転資金として、ホテル事業における原材料等の購入費用、人件費を中心とした販売費及び一般管理費等の営業費用である。投資を目的とした資金需要は、ホテル設備の商品価値を高める改修等の設備投資によるものである。

短期及び長期の資金需要については、「営業活動によるキャッシュ・フロー」により獲得した自己資金や金融機関とのシンジケートローン契約による借入、金融機関との相対取引による借入等により安定的に資金調達を行い対応している。引き続き、業績向上により「営業活動によるキャッシュ・フロー」の増大を図るとともに、財務体質の強化及び有利子負債の圧縮を進めていく。

新型コロナウイルス感染症への対応として、影響の長期化に備えて資金調達の安定化を図り、運転資金を厚く確保するため、当中間連結会計期間において借入枠10,000百万円の契約期間延長を行った。

なお、当中間連結会計期間末における借入金及びリース債務を含む有利子負債残高は71,763百万円となっており、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は5,687百万円となっている。

4【経営上の重要な契約等】

(資金の借入)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により資金調達の安定化を図り、運転資金を厚く確保するため、当中間連結会計期間において以下の変更契約を締結した。

1. 借入枠の設定(契約期間延長)

契約先	株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行
契約形態	コミットメントライン
契約金額	(極度額)10,000百万円
契約期間	1年間
借入金利	市場金利+スプレッド
担保	株式会社ニュー・オータニ 土地・建物等 大谷不動産有限公司 土地

5【研究開発活動】

該当事項はない。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,560,000
計	10,560,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年12月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,924,000	6,924,000	非上場	単元株式数 100株
計	6,924,000	6,924,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はない。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
令和3年4月1日~ 令和3年9月30日	-	6,924,000	-	3,462	-	-

(5) 【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
大谷不動産有限公司	東京都千代田区紀尾井町4番1号	1,800	26.1
株式会社オータニコーポレーション	東京都千代田区紀尾井町4番1号	605	8.8
株式会社テオーシー	東京都品川区西五反田7丁目22番17号	582	8.4
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	363	5.3
大谷 和彦	東京都千代田区	311	4.5
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	300	4.3
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	270	3.9
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	165	2.4
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	140	2.0
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	120	1.7
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	120	1.7
計	-	4,777	69.2

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 24,000	-	単元株式数100株
	(相互保有株式) 普通株式 21,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,878,600	68,786	同上
単元未満株式	普通株式 400	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	6,924,000	-	-
総株主の議決権	-	68,786	-

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区 紀尾井町4-1	24,000	-	24,000	0.3
(相互保有株式) 株式会社大谷工業	東京都品川区西 五反田7-22-17	21,000	-	21,000	0.3
計	-	45,000	-	45,000	0.6

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の異動はない。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間財務諸表について、青南監査法人による中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,836	6,308
受取手形及び売掛金	1,344	1,058
棚卸資産	928	888
その他	2,369	1,588
貸倒引当金	0	1
流動資産合計	14,477	9,843
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1, 2 16,239	1, 2 15,919
建物附属設備（純額）	1, 2 12,501	1, 2 12,195
土地	2 116,759	2 116,759
その他（純額）	1, 2 2,506	1, 2 2,241
有形固定資産合計	148,007	147,116
無形固定資産		
その他	283	247
無形固定資産合計	283	247
投資その他の資産		
投資有価証券	33,269	33,326
その他	2 6,947	2 6,933
貸倒引当金	127	126
投資その他の資産合計	40,089	40,133
固定資産合計	188,380	187,497
資産合計	202,858	197,341
負債の部		
流動負債		
買掛金	431	351
短期借入金	2 7,745	2 9,190
1年内返済予定の長期借入金	2 11,886	2 10,688
リース債務	225	198
未払法人税等	259	54
賞与引当金	573	559
その他	10,451	6,641
流動負債合計	31,572	27,683
固定負債		
長期借入金	2 49,430	2 51,384
リース債務	381	302
繰延税金負債	31,177	31,175
長期預り保証金	10,741	10,404
役員退職慰労引当金	364	364
環境対策引当金	17	-
退職給付に係る負債	4,625	4,724
資産除去債務	1,642	1,632
その他	1,309	890
固定負債合計	99,689	100,878
負債合計	131,262	128,561

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,462	3,462
資本剰余金	28,228	28,237
利益剰余金	39,838	36,909
自己株式	601	601
株主資本合計	70,927	68,006
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,357	1,404
為替換算調整勘定	742	576
退職給付に係る調整累計額	265	236
その他の包括利益累計額合計	349	590
非支配株主持分	319	181
純資産合計	71,596	68,779
負債純資産合計	202,858	197,341

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
売上高	9,826	13,368
営業費用		
売上原価	2,598	3,509
販売費及び一般管理費	16,955	16,405
営業費用合計	19,553	19,915
営業損失()	9,727	6,547
営業外収益		
受取利息	12	7
受取配当金	15	12
匿名組合配当金	880	930
持分法による投資利益	333	214
雇用調整助成金	2,684	2,483
雑収入	94	687
営業外収益合計	4,021	4,336
営業外費用		
支払利息	349	380
支払手数料	79	93
雑損失	55	87
営業外費用合計	484	562
経常損失()	6,190	2,772
特別損失		
固定資産除却損	7	2
固定資産廃棄損	30	75
投資有価証券評価損	45	82
新型コロナウイルス感染症関連費用	27	14
特別損失合計	111	175
税金等調整前中間純損失()	6,302	2,948
法人税、住民税及び事業税	116	22
法人税等調整額	153	24
法人税等合計	270	46
中間純損失()	6,572	2,995
非支配株主に帰属する中間純損失()	414	134
親会社株主に帰属する中間純損失()	6,158	2,860

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純損失()	6,572	2,995
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13	2
為替換算調整勘定	46	176
退職給付に係る調整額	25	29
持分法適用会社に対する持分相当額	159	44
その他の包括利益合計	151	252
中間包括利益	6,420	2,742
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	6,000	2,619
非支配株主に係る中間包括利益	420	123

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,462	28,083	52,883	597	83,832
当中間期変動額					
剰余金の配当			138		138
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）			6,158		6,158
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		49			49
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	-	49	6,296	-	6,246
当中間期末残高	3,462	28,133	46,587	597	77,585

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	892	270	609	359	347	1,637	85,121
当中間期変動額							
剰余金の配当							138
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）							6,158
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							49
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	172	-	39	25	158	493	335
当中間期変動額合計	172	-	39	25	158	493	6,581
当中間期末残高	1,065	270	648	334	189	1,143	78,539

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,462	28,228	39,838	601	70,927
当中間期変動額					
剰余金の配当			69		69
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）			2,860		2,860
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		8			8
持分法適用会社に対す る持分変動に伴う自己 株式の増減				0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	-	8	2,929	0	2,921
当中間期末残高	3,462	28,237	36,909	601	68,006

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	1,357	742	265	349	319	71,596
当中間期変動額						
剰余金の配当						69
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）						2,860
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						8
持分法適用会社に対す る持分変動に伴う自己 株式の増減						0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	46	166	29	241	137	104
当中間期変動額合計	46	166	29	241	137	2,817
当中間期末残高	1,404	576	236	590	181	68,779

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	6,302	2,948
減価償却費	1,471	1,339
貸倒引当金の増減額(は減少)	3	0
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	191	128
有形固定資産除却損	7	2
持分法による投資損益(は益)	333	214
受取利息及び受取配当金	909	951
支払利息	349	380
雇用調整助成金	2,684	2,483
投資有価証券評価損益(は益)	45	82
売上債権の増減額(は増加)	86	286
棚卸資産の増減額(は増加)	10	39
前払費用の増減額(は増加)	124	16
仕入債務の増減額(は減少)	207	79
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	186	1,980
未払消費税等の増減額(は減少)	354	159
預り金、前受金の増減額(は減少)	631	1,635
預り保証金の増減額(は減少)	207	337
その他	412	527
小計	8,068	8,019
利息及び配当金の受取額	1,021	1,064
雇用調整助成金の受取額	2,052	2,483
利息の支払額	380	390
法人税等の支払額	129	140
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,503	5,003
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,350	749
投資有価証券の取得による支出	2	2
定期預金の預入による支出	119	-
定期預金の払戻による収入	-	1,522
差入保証金の差入による支出	4	3
貸付金の回収による収入	66	33
その他	81	129
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,490	670
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	131	120
短期借入れによる収入	1,070	9,815
短期借入金の返済による支出	93	8,370
長期借入れによる収入	9,614	7,000
長期借入金の返済による支出	7,985	6,084
配当金の支払額	138	69
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	23	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,314	2,166
現金及び現金同等物に係る換算差額	48	121
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,728	2,044
現金及び現金同等物の期首残高	12,484	7,731
現金及び現金同等物の中間期末残高	7,756	5,687

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社名

連結子会社数 7社

連結子会社の名称

エイチアールティーニューオータニ(株)

(株)ニューオータニ九州

Hotel Kaimana, Inc.

The New Otani America, Inc.

(株)オータニプランニング

(株)エイチエスケイニューオータニ

エヌアールイーハピネス(株)

なお、Hotel Kaimana, Inc.については、令和3年8月31日の同社の株主総会において解散及び清算を決議し、現在、清算手続中である。

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」に記載している。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社数

関連会社 4社

非連結子会社はない。

(2) 持分法を適用した会社名

関連会社

日ノ丸観光(株)

(株)テーオーシー

(株)大谷工業

(株)テーオーリネンサプライ

(3) 持分法を適用しない会社の数及び理由

(株)エフオーデーについては、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外している。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

中間決算日が中間連結決算日と異なる場合の内容等

The New Otani America, Inc.、Hotel Kaimana, Inc.の中間決算日は6月30日である。中間連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

a 貯蔵品

当社及び連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

デリバティブ

金利スワップにつき特例処理を採用しているため、時価評価を行っていない。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、主に定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物 20～65年

建物附属設備 6～20年

その他 3～65年

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

リース資産

a 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

b 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については財務内容評価法により回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づき中間期末要支給額の100%を計上している。

環境対策引当金

保管中のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に備えるため、当中間連結会計期間末において発生していると認められる金額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主に宿泊・レストラン・宴会及びこれらに附帯するサービスを顧客に提供しており、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識している。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産・負債・収益及び費用は、当該子会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上している。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
デリバティブ取引（金利スワップ取引）
- ・ヘッジ対象
借入金
ヘッジ方針

借入金の変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップ取引を利用しているのみであり、市場の実勢金利に合わせるという目的の範囲で行う方針である。

ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略している。

その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引は信用リスクと市場リスクを有しているが、信用リスクについては取引相手として信用度の高い金融機関に限定し、市場リスクについては目的をヘッジ取引に限定することにより、リスクの回避を行っている。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。) 等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

これにより、当社グループのポイント制度について、従来は、顧客に付与したポイントのうち期末における未使用残高に対して、将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上していたが、当該ポイントの付与が重要な権利を顧客に提供する場合には履行義務として識別し、収益から控除する方法に変更している。

また、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識する方法に変更している。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。ただし、収益認識会計基準第85項に定める方法を適用し、前連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正していない。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「ポイント引当金」は193百万円減少し、「その他」が193百万円増加している。前中間連結会計期間の中間連結損益計算書は、売上が2,101百万円減少し、売上原価が2,108百万円減少し、販売費及び一般管理費が7百万円増加したが、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失に与える影響はない。

前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「ポイント引当金の増減額」 78百万円は、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することとした。

前中間連結会計期間の利益剰余金の期首残高に与える影響はなく、1株当たり情報に与える影響もない。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していない。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。なお、中間連結財務諸表に与える影響はない。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととした。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号) 附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していない。

(追加情報)

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

前連結会計年度の有価証券報告書の「重要な会計上の見積り」に記載した新型コロナウイルス感染症による影響に関する仮定について重要な変更はない。

(中間連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
	120,916百万円	121,791百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりである。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)		当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)	
有形固定資産				
建物	15,645百万円	(12,377百万円)	15,340百万円	(12,171百万円)
建物附属設備	11,871	(10,560)	11,596	(10,331)
土地	116,701	(104,590)	116,701	(104,590)
その他	298	(202)	282	(190)
投資その他の資産				
差入保証金	1,100	(-)	1,000	(-)
計	145,617	(127,730)	144,920	(127,284)

1. 上記有形固定資産のうち、()内書は観光施設財団抵当に供している資産。

2. 上記のほか、商品券発行等に係る供託金として東京法務局に差入れている差入保証金(中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上、投資その他の資産 その他に計上)が前連結会計年度に176百万円、当中間連結会計期間に179百万円ある。

担保付債務は次のとおりである。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)		当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)	
短期借入金	6,990百万円	(6,000百万円)	8,410百万円	(6,700百万円)
1年内返済予定の長期借入金	11,250	(10,150)	9,978	(8,948)
長期借入金	46,824	(44,300)	48,378	(46,250)
計	65,065	(60,450)	66,766	(61,898)

上記のうち、()内書は観光施設財団抵当に対応する債務。

3 コミットメントライン契約

前連結会計年度

(1) 当社(株式会社ニュー・オータニ)は、株式会社みずほ銀行・株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行の三行を共同アレンジャーとするシンジケートローンによる借入契約を締結している。

この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりである。

前連結会計年度 (令和3年3月31日)	
貸出コミットメントの総額	48,300百万円
借入実行残高	35,100
差引額	13,200

(2) 当社(株式会社ニュー・オータニ)は、株式会社みずほ銀行・株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行の三行共同アレンジによるコミットメントライン契約を締結している。

この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりである。

前連結会計年度 (令和3年3月31日)	
貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	4,300
差引額	5,700

当中間連結会計期間

(1) 当社(株式会社ニュー・オータニ)は、株式会社みずほ銀行・株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行の三行を共同アレンジャーとするシンジケートローンによる借入契約を締結している。

この契約に基づく中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりである。

当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)	
貸出コミットメントの総額	48,300百万円
借入実行残高	40,500
差引額	7,800

(2) 当社(株式会社ニュー・オータニ)は、株式会社みずほ銀行・株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行の三行共同アレンジによるコミットメントライン契約を締結している。

この契約に基づく中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりである。

当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)	
貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	5,000
差引額	5,000

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
人件費	8,644百万円	8,277百万円
減価償却費	1,471	1,339
光熱水道料	1,001	1,043
賃借料	2,026	1,906
賞与引当金繰入額	568	559
退職給付費用	283	280

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	6,924	-	-	6,924
合計	6,924	-	-	6,924
自己株式				
普通株式	147	-	-	147
合計	147	-	-	147

2.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月29日 定時株主総会	普通株式	138	20	令和2年3月31日	令和2年6月30日

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	6,924	-	-	6,924
合計	6,924	-	-	6,924
自己株式				
普通株式	147	0	-	148
合計	147	0	-	148

(注)自己株式の普通株式の増加0千株は、持分法適用会社が所有する当社株式の持分が変動したことによるものである。

2.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月25日 定時株主総会	普通株式	69	10	令和3年3月31日	令和3年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金勘定	8,228百万円	6,308百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	471	621
現金及び現金同等物	7,756	5,687

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

ホテル事業における固定資産(車両運搬具)である。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主として事務機器、ホストコンピュータ、コンピュータ端末機及び車両(器具備品及び車両)である。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1年内	3,005	2,753
1年超	34,665	28,923
合計	37,671	31,677

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものである。

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1年内	187	187
1年超	1,674	1,580
合計	1,862	1,768

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃貸によるものである。

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券(*3)	445	445	-
資産計	445	445	-
(1)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	61,316	61,325	9
負債計	61,316	61,325	9

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(*2)「受取手形及び売掛金」、「買掛金、未払金及び未払費用」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(*3)以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	1,864
出資金	2,118

(*4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券(*3)	441	441	-
資産計	441	441	-
(1)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	62,073	62,091	18
負債計	62,073	62,091	18

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(*2)「受取手形及び売掛金」、「買掛金、未払金及び未払費用」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(*3)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当中間連結会計期間(百万円)
非上場株式	1,781
出資金	2,118

(*4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	441	-	-	441
資産計	441	-	-	441

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	62,091	-	62,091
負債計	-	62,091	-	62,091

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	400	239	161
	小計	400	239	161
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	45	65	20
	小計	45	65	20
合計		445	305	140

(注) 非上場株式及び特例有限会社出資金(連結貸借対照表計上額3,982百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	393	241	152
	小計	393	241	152
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	47	66	18
	小計	47	66	18
合計		441	307	133

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について45百万円(その他有価証券の株式45百万円)減損処理を行っている。

当中間連結会計期間において、投資有価証券について82百万円(その他有価証券の株式82百万円)減損処理を行っている。

なお、株式の減損にあたっては、期末における時価が50%以上下落し、かつ回復の見込みがない保有有価証券を減損処理している。又、匿名組合出資金については、回収可能性を勘案し減損処理を行っている。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はない。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

該当事項はない。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社及び当社グループでは、一部の事業用資産について土地又は建物所有者との間に不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を計上している。また、一部の事業用資産の解体撤去時に発生すると見込まれるアスベスト除去費用等を資産除去債務として計上している。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は17年から50年、割引率は0.483%から1.851%を使用している。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
期首残高	907百万円	1,642百万円
見積りの変更による増加額	728	-
時の経過による調整額	6	5
資産除去債務の履行による減少額	-	14
中間期末(期末)残高	1,642	1,632

2. 資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上していないもの

当社(株式会社ニュー・オータニ)は、土地の賃借について土地賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を負っているが、当該資産の使用期限が明確でなく、移転の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していない。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略している。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					合計
	ホテル事業				貸店舗事業	
	宿泊	レストラン	宴会	その他		
顧客との契約から生じる収益	3,928	3,515	3,458	1,133	-	12,036
その他の収益	-	-	-	-	1,332	1,332
外部顧客への売上高	3,928	3,515	3,458	1,133	1,332	13,368

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社の報告セグメントについては、主に事業所別に取締役会へ提供されている財務情報を基礎として、それらの財務情報を集約し「ホテル事業（これに附帯する事業を含む）」及び「貸店舗事業」の2つを報告セグメントとしている。

「ホテル事業」は主に宿泊・レストラン・宴会及びこれらに附帯するサービスの提供を行い、「貸店舗事業」はホテル建物内の一部のスペースをオフィス及び店舗用として賃貸する業務を行っている。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

（会計方針の変更）に記載の通り、当中間連結会計期間の期首より収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理の方法を変更したため、報告セグメントの売上高の測定方法を変更している。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前中間連結会計期間については遡及適用後のセグメント情報となっている。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前中間連結会計期間の外部顧客への売上高は、ホテル事業で7百万円増加し、貸店舗事業で2,108百万円減少している。セグメント利益又は損失への影響はない。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	中間 連結財務 諸表計 上額（注）
	ホテル事業	貸店舗事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,536	1,289	9,826	-	9,826
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	53	53	53	-
計	8,536	1,343	9,880	53	9,826
セグメント利益又は損失（ ）	9,482	879	8,603	1,124	9,727
セグメント資産	164,556	5,451	170,007	32,553	202,561
その他の項目					
減価償却費	1,352	145	1,497	25	1,471

（注）セグメント利益又は損失（ ）は、中間連結財務諸表の営業損失と調整を行っている。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	中間 連結財務 諸表計 上額（注）
	ホテル事業	貸店舗事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,036	1,332	13,368	-	13,368
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	54	54	54	-
計	12,036	1,386	13,422	54	13,368
セグメント利益又は損失（ ）	6,110	875	5,234	1,312	6,547
セグメント資産	158,735	5,278	164,014	33,326	197,341
その他の項目					
減価償却費	1,215	147	1,363	24	1,339

（注）セグメント利益又は損失（ ）は、中間連結財務諸表の営業損失と調整を行っている。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	9,880	13,422
セグメント間取引消去	53	54
中間連結財務諸表の売上高	9,826	13,368

（単位：百万円）

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	8,603	5,234
セグメント間取引消去	53	54
全社費用（注）	1,070	1,258
中間連結財務諸表の営業損失（ ）	9,727	6,547

（注）全社費用は主に本社管理部門の一般管理費である。

（単位：百万円）

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	170,007	164,014
全社資産（注）	32,553	33,326
中間連結財務諸表の資産合計	202,561	197,341

（注）全社資産は、投資有価証券である。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間
減価償却費	1,497	1,363	25	24	1,471	1,339

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ホテル事業	貸店舗事業	合計
外部顧客への売上高	8,536	1,289	9,826

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はない。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ホテル事業	貸店舗事業	合計
外部顧客への売上高	12,036	1,332	13,368

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はない。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はない。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はない。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はない。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はない。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

該当事項はない。

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）
該当事項はない。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、資金調達先多様化と安定的資金調達の為に、千代田区紀尾井町(紀尾井町特定街区内)に所在する1棟の商業用不動産(ガーデンコート棟)の流動化を実施しており、当該流動化に当たっては会社法上の株式会社を特別目的会社として利用している。

当社は、当該特別目的会社に対し他社とともに匿名組合出資を行っており、特別目的会社は匿名組合出資金の他、金融機関等からのノンリコースローンによる資金調達を実施している。

当社は、特別目的会社の議決権のある株式は所有しておらず、役員の兼任もない。

取引の概要は、本件不動産信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社と当社間で建物賃貸借契約を締結し、当社が転貸人としてさらに各テナントへ転貸しており、月額賃料は各テナントよりみずほ信託銀行株式会社に直接払い込まれる、パススルー方式を採用している。また、当社はみずほ信託銀行株式会社に対して土地転賃借契約を締結している。みずほ信託銀行株式会社は、当該受取賃料から物件管理費用等を控除した金額を信託配当として、半期の信託決算毎に特別目的会社に配当する。特別目的会社は、当該信託配当から、特別目的会社維持費用、ノンリコースローン利払い等の費用を控除後に残額があった場合には、当該残額を匿名組合配当金として、半期の匿名組合決算毎に匿名組合員に分配する。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
特別目的会社数	1社	1社
直近の決算日における資産総額	61,996百万円	63,044百万円
負債総額	62,016百万円	63,046百万円

2. 特別目的会社との取引金額等

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

	主な取引の金額又は 当中間連結会計期間 末残高(百万円)	主な損益	
		項目	金額(百万円)
匿名組合出資金	-	匿名組合配当金	880
不動産賃貸借取引	-	支払賃借料	206

(注)1. 過年度において、匿名組合出資金について全額評価損を計上しており、匿名組合出資金残高はない。

2. 当中間連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、遡及処理後の数値で記載している。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

	主な取引の金額又は 当中間連結会計期間 末残高(百万円)	主な損益	
		項目	金額(百万円)
匿名組合出資金	-	匿名組合配当金	930
不動産賃貸借取引	-	支払賃借料	206

(注)過年度において、匿名組合出資金について全額評価損を計上しており、匿名組合出資金残高はない。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純損失()	908.73円	422.16円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失() (百万円)	6,158	2,860
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中 間純損失()(百万円)	6,158	2,860
普通株式の期中平均株式数(株)	6,776,893	6,776,101

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1株当たり純資産額	10,518.90円	10,123.60円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	71,596	68,779
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	319	181
(うち非支配株主持分)(百万円)	(319)	(181)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資 産額(百万円)	71,277	68,597
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	6,776,102	6,775,997

(重要な後発事象)

該当事項はない。

(2)【その他】

該当事項はない。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,558	1,404
売掛金	918	724
棚卸資産	542	523
その他	1,668	1,392
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	7,687	4,044
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 13,638	1 13,431
建物附属設備（純額）	1 12,117	1 11,863
工具、器具及び備品（純額）	916	826
土地	1 112,318	1 112,318
その他（純額）	1 831	1 740
有形固定資産合計	139,822	139,180
無形固定資産		
無形固定資産	245	215
投資その他の資産		
投資有価証券	1,196	1,105
関係会社株式	20,672	20,672
長期貸付金	2,690	2,662
差入保証金	1 4,569	1 4,568
その他	563	567
貸倒引当金	1,817	1,822
投資その他の資産合計	27,875	27,753
固定資産合計	167,942	167,149
資産合計	175,630	171,194

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	258	224
短期借入金	1 5,850	1 6,550
1年内返済予定の長期借入金	1 11,088	1 9,952
リース債務	161	133
未払費用	3,566	2,433
未払法人税等	119	37
賞与引当金	462	464
その他	5,853	3 3,517
流動負債合計	27,360	23,313
固定負債		
長期借入金	1 47,987	1 50,349
リース債務	213	164
長期末払金	2,001	1,537
繰延税金負債	31,126	31,105
長期預り保証金	10,663	10,325
退職給付引当金	3,085	3,231
役員退職慰労引当金	242	249
環境対策引当金	17	-
資産除去債務	1,518	1,507
その他	193	118
固定負債合計	97,050	98,591
負債合計	124,410	121,905
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,462	3,462
資本剰余金		
その他資本剰余金	12,962	12,962
資本剰余金合計	12,962	12,962
利益剰余金		
利益準備金	863	863
その他利益剰余金		
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	12,882	10,950
利益剰余金合計	34,745	32,813
自己株式	12	12
株主資本合計	51,158	49,225
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	62	62
評価・換算差額等合計	62	62
純資産合計	51,220	49,288
負債純資産合計	175,630	171,194

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
売上高	6,794	10,145
営業費用	13,709	14,783
営業損失()	6,915	4,638
営業外収益	1,311	1,340
営業外費用	2,495	2,466
経常損失()	4,298	1,696
特別損失	310	317
税引前中間純損失()	4,404	1,868
法人税、住民税及び事業税	5	5
法人税等調整額	5	11
法人税等合計	0	5
中間純損失()	4,404	1,863

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	3,462	12,962	12,962	863	21,000	22,195	44,058
当中間期変動額							
剰余金の配当						138	138
中間純損失（ ）						4,404	4,404
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	4,542	4,542
当中間期末残高	3,462	12,962	12,962	863	21,000	17,652	39,516

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	12	60,470	26	26	60,497
当中間期変動額					
剰余金の配当		138			138
中間純損失（ ）		4,404			4,404
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）			11	11	11
当中間期変動額合計	-	4,542	11	11	4,530
当中間期末残高	12	55,928	38	38	55,966

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益剰 余金	
				別途積立金			
当期首残高	3,462	12,962	12,962	863	21,000	12,882	34,745
当中間期変動額							
剰余金の配当						69	69
中間純損失()						1,863	1,863
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)							
当中間期変動額合計						1,932	1,932
当中間期末残高	3,462	12,962	12,962	863	21,000	10,950	32,813

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	12	51,158	62	62	51,220
当中間期変動額					
剰余金の配当		69			69
中間純損失()		1,863			1,863
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)			0	0	0
当中間期変動額合計		1,932	0	0	1,932
当中間期末残高	12	49,225	62	62	49,288

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブ

金利スワップにつき特例処理を採用しているため、時価評価を行っていない。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物 20～65年

建物附属設備 6～20年

工具、器具及び備品 3～20年

その他 5～65年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については財務内容評価法により、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく中間期末要支給額の100%を計上している。

- (5) 環境対策引当金
保管中のポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物の処理に備えるため、当中間会計期間末において発生していると認められる金額を計上している。
- 4 収益及び費用の計上基準
当社は、主に宿泊・レストラン・宴会及びこれらに附帯するサービスを顧客に提供しており、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識している。
- 5 ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっている。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用している。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段
デリバティブ取引(金利スワップ取引)
 - ・ヘッジ対象
借入金
- (3) ヘッジ方針
借入金の変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップ取引を利用しているのみであり、市場の実勢金利に合わせるといった目的の範囲で行う方針である。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略している。
- (5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計にかかるもの
デリバティブ取引は信用リスクと市場リスクを有しているが、信用リスクについては取引相手として信用度の高い金融機関に限定し、市場リスクについては目的をヘッジ取引に限定することにより、リスクの回避を行っている。
- 6 その他中間財務諸表作成のための重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

これにより、当社のポイント制度について、従来は、顧客に付与したポイントのうち期末における未使用残高に対して、将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上していたが、当該ポイントの付与が重要な権利を顧客に提供する場合には履行義務として識別し、収益から控除する方法に変更している。

また、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、当社の役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識する方法に変更している。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前中間会計期間及び前事業年度については遡及適用後の中間財務諸表及び財務諸表となっている。ただし、収益認識会計基準第85項に定める方法を適用し、前事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正していない。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「ポイント引当金」は193百万円減少し、「その他」が193百万円増加している。前中間会計期間の中間損益計算書は、売上高が2,101百万円減少し、営業費用が2,101百万円減少したが、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失に与える影響はない。

前中間会計期間の利益剰余金の期首残高に与える影響はなく、1株当たり情報に与える影響もない。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していない。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとした。なお、中間財務諸表に与える影響はない。

(追加情報)

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

前事業年度の有価証券報告書の「重要な会計上の見積り」に記載した新型コロナウイルス感染症による影響に関する仮定について重要な変更はない。

(中間貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりである。

	前事業年度 (令和3年3月31日)		当中間会計期間 (令和3年9月30日)	
有形固定資産				
建物	13,553百万円	(12,127百万円)	13,353百万円	(11,936百万円)
建物附属設備	11,977	(11,196)	11,730	(10,972)
土地	112,318	(104,562)	112,318	(104,562)
その他	299	(207)	284	(195)
投資その他の資産				
差入保証金	1,000	(-)	1,000	(-)
計	139,149	(128,094)	138,687	(127,668)

1. 上記有形固定資産のうち、()内書は観光施設財団抵当に供している資産。

2. 上記のほか、商品券発行等に係る供託金として東京法務局に差入れている差入保証金が、前事業年度に176百万円、当中間会計期間に179百万円ある。

担保付債務は次のとおりである。

	前事業年度 (令和3年3月31日)		当中間会計期間 (令和3年9月30日)	
短期借入金	5,850百万円	(5,700百万円)	6,550百万円	(6,400百万円)
1年内返済予定の長期借入金	10,494	(10,150)	9,292	(8,948)
長期借入金	45,199	(44,300)	46,977	(46,250)
計	61,543	(60,150)	62,819	(61,598)

上記のうち、()内書は観光施設財団抵当に対応する債務。

2 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っている。

	前事業年度 (令和3年3月31日)		当中間会計期間 (令和3年9月30日)
(株)ニューオータニ九州	15百万円	(株)ニューオータニ九州	30百万円

3 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示している。

4 コミットメントライン契約

前事業年度

(1)当社は、株式会社みずほ銀行・株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行の三行を共同アレンジャーとするシンジケートローンによる借入契約を締結している。

この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりである。

前事業年度 (令和3年3月31日)	
貸出コミットメントの総額	48,300百万円
借入実行残高	35,100
差引額	13,200

(2)当社は、株式会社みずほ銀行・株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行の三行共同アレンジによるコミットメントライン契約を締結している。

この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりである。

前事業年度 (令和3年3月31日)	
貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	4,300
差引額	5,700

当中間会計期間

(1)当社は、株式会社みずほ銀行・株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行の三行を共同アレンジャーとするシンジケートローンによる借入契約を締結している。

この契約に基づく中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりである。

当中間会計期間 (令和3年9月30日)	
貸出コミットメントの総額	48,300百万円
借入実行残高	40,500
差引額	7,800

(2)当社は、株式会社みずほ銀行・株式会社三菱UFJ銀行・株式会社三井住友銀行の三行共同アレンジによるコミットメントライン契約を締結している。

この契約に基づく中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりである。

当中間会計期間 (令和3年9月30日)	
貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	5,000
差引額	5,000

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
受取利息	25百万円	14百万円
受取配当金	138	123
匿名組合配当金	880	930
雇用調整助成金	2,007	2,014

2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
支払利息	326百万円	346百万円
支払手数料	79	78
貸倒引当金繰入額	50	5

3 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
固定資産除却損	7百万円	2百万円
固定資産廃棄損	29	75
投資有価証券評価損	45	82
新型コロナウイルス感染症関連費用	21	11

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	1,118百万円	1,053百万円
無形固定資産	39	31

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(令和3年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	12,794	18,033	5,239
合計	12,794	18,033	5,239

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	7,661
関連会社株式	216

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めていない。

当中間会計期間(令和3年9月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	12,794	15,052	2,257
合計	12,794	15,052	2,257

(注) 上記に含まれない市場価額のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	当中間会計期間 (百万円)
子会社株式	7,661
関連会社株式	216

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間財務諸表「注記事項(重要な会計方針)4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりである。

	前事業年度 (令和 3 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (令和 3 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	7,423.22円	7,143.24円

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純損失()	638.36円	270.08円
(算定上の基礎)		
中間純損失()(百万円)	4,404	1,863
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る中間純損失()(百万円)	4,404	1,863
普通株式の期中平均株式数(株)	6,900,000	6,900,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、また潜在株式が存在していないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項はない。

(2) 【その他】

該当事項はない。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第58期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）令和3年6月25日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月20日

株式会社ニュー・オータニ

取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 大野木 猛
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木 大輔
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニュー・オータニの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニュー・オータニ及び連結子会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月20日

株式会社ニュー・オータニ

取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 大野木 猛
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木 大輔
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニュー・オータニの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニュー・オータニの令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていない。